

# フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則一覧

フロン類の排出抑制を目的として、フロン排出抑制法では関係者に下記の義務等が規定されています。

■ 条項番号の表記について、18条①は法第18条第1項を、104条一は法第104条第一号を指す。

■      の欄は主務大臣による指導監督対象、      の欄は都道府県知事による指導監督対象。

義務者	フロン排出抑制法に基づく義務	指導助言	勧告	公表	命令	罰則	
						間接罰 (命令違反の場合、104条一)	直接罰
全ての者	特定製品のフロン類のみだり放出禁止 (86条)						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (103条十三)
フロン類の製造業者等	フロン類の製造業者等の判断基準の遵守 (9条①)	<span style="background-color: #cccccc;">    </span>	<span style="background-color: #cccccc;">    </span>	<span style="background-color: #cccccc;">    </span>	<span style="background-color: #cccccc;">    </span>	50万円以下の罰金	
	生産量等が1万t-CO <sub>2</sub> 以上の製造業者						
指定製品の製造業者等	指定製品の製造業者等の判断基準の遵守 (12条①) (一定規模以上の製造・輸入等を行う製造業者)					50万円以下の罰金	
	指定製品の表示 (14条)					50万円以下の罰金	
特定製品の製造業者等	特定製品の表示 (87条)						10万円以下の過料 (109条三)
第一種特定製品の管理者	管理者判断基準の遵守 (16条①)	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	50万円以下の罰金	
	7.5kW以上の機器を有する管理者						
	フロン類算定漏えい量報告 (19条)						10万円以下の過料 (109条一)
第一種特定製品の整備の発注者	フロン類回収等の費用負担 (74条⑥)						
第一種特定製品整備者	フロン類充填委託 (37条①)	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>			50万円以下の罰金	
	充填委託時の管理者名称等の通知 (37条②)					50万円以下の罰金	
	フロン類回収委託 (39条①)	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>			50万円以下の罰金	
	回収委託時の管理者名称等の通知 (39条②)					50万円以下の罰金	
	再充填以外のフロン類引渡し (39条④)	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>			50万円以下の罰金	
	再生証明書の回付・写しの保存 (59条③)		<span style="background-color: #cccccc;">    </span>	<span style="background-color: #cccccc;">    </span>		50万円以下の罰金	
	破壊証明書の回付・写しの保存 (70条② (59条③準用))		<span style="background-color: #cccccc;">    </span>	<span style="background-color: #cccccc;">    </span>		50万円以下の罰金	
	フロン類回収等の費用負担 (74条③)						
第一種特定製品廃棄等実施者	フロン類の引渡し (41条)	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>			50万円以下の罰金	50万円以下の罰金 (104条二)
	回収依頼書/委託確認書の交付・写しの保存 (43条①～③)						30万円以下の罰金 (105条二、三)
	再委託承諾書の交付・写しの保存 (43条④)					50万円以下の罰金	
	引取証明書の保存 (45条③)						30万円以下の罰金 (105条四)
	引取証明書の未受領・未記載・虚偽記載の報告 (45条④)					50万円以下の罰金	
	引取証明書の写しの交付 (45条の2①)						30万円以下の罰金 (105条五)
	フロン類回収等の費用負担 (74条③)						
特定解体工事発注者	設置有無の確認への協力 (42条②)						
	説明書面の保存 (42条③)						
特定解体工事元請業者	設置有無の確認・説明、説明書面の写しの保存 (42条①)	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>	<span style="background-color: #c8e6c9;">    </span>				
第一種フロン類引渡受託者	再委託承諾書の事前受領・保存 (43条④)					50万円以下の罰金	
	委託確認書の回付・写しの保存 (43条⑤～⑦)					50万円以下の罰金	
	引取証明書の写しの保存 (45条⑤)					50万円以下の罰金	

義務者	フロン排出抑制法に基づく義務	指導助言	勧告	公表	命令	罰則	
						間接罰（命令違反の場合、104条一）	直接罰
第一種 フロン類 充填回収業者	充填回収業の登録（27条）、更新（30条）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条一、二）
	充填回収業の登録変更の届出（31条①）						30万円以下の罰金（105条一）
	充填回収業の廃業等の届出（33条①）						10万円以下の過料（109条二）
	業務停止命令の遵守（35条①）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条三）
	充填基準の遵守（37条③）					50万円以下の罰金	
	充填証明書・回収証明書の交付（37条④、39条⑥）					50万円以下の罰金	
	情報処理センターへの充填情報等の登録（38条①）					50万円以下の罰金	
	回収基準の遵守（整備時）（39条③（44条②に規定））					50万円以下の罰金	
	フロン類の引取り（整備時）（39条⑤）					50万円以下の罰金	
	情報処理センターへの回収情報等の登録（40条①）					50万円以下の罰金	
	フロン類の引取り（廃棄時）（44条①）					50万円以下の罰金	
	回収基準の遵守（廃棄時）（44条②）					50万円以下の罰金	
	引取証明書の交付・送付、写しの交付・保存（45条①②）					50万円以下の罰金	
	フロン類の引渡し（46条①）					50万円以下の罰金	
	運搬基準の遵守（46条②）（委託先含む）					50万円以下の罰金	
	充填量・回収量等の記録作成・保存（47条①）						20万円以下の罰金（107条一）
	充填量・回収量等の記録の閲覧への対応（47条②）						
	充填量・回収量等の報告（47条③）						20万円以下の罰金（107条二）
	省令に基づく第一種フロン類再生業（50条①）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条四）
	再生証明書の回付・写しの保存（59条②）					50万円以下の罰金	
破壊証明書の回付・写しの保存（70条②（59条②準用））					50万円以下の罰金		
フロン類回収等の料金説明（74条②）							
第一種 特定製品 引取等実施者	引取証明書の写しの回付（45条の2②）					50万円以下の罰金	30万円以下の罰金（105条五）
	引取証明書の写しの保存（45条の2③）					50万円以下の罰金	30万円以下の罰金（105条六）
	フロン類が充填されていないことが未確認の第一種特定製品の引取り等の禁止（45条の2④）					50万円以下の罰金	50万円以下の罰金（104条三）
第一種 フロン類再生業者 フロン類破壊業者	再生・破壊業の許可（50条①、63条①）、更新（52条①、65条①）、変更の許可（53条①、66条①）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条四～六、八～十）
	変更の届出（53条③、66条③）						30万円以下の罰金（105条一）
	廃業等の届出（54条①、68条）						10万円以下の過料（109条二）
	業務停止命令の遵守（55条、67条）						1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（103条七、十一）
	フロン類の再生基準の遵守（58条①）【再生業者のみ】					50万円以下の罰金	
	フロン類の引渡し、引取り（58条②、69条①～③）					50万円以下の罰金	
	運搬基準の遵守（58条③）【再生業者のみ】					50万円以下の罰金	
	再生証明書・破壊証明書の送付、写しの保存（59条①、70条①）					50万円以下の罰金	
	再生・破壊量等の記録、報告（60条①③、71条①③）						20万円以下の罰金（107条一、二）
フロン類の破壊基準の遵守（69条④）【破壊業者のみ】					50万円以下の罰金		

備考：※報告徴収（91条）の未報告、虚偽報告については、20万円以下の罰金（107条二）（フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（運搬の委託先含む）、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者（運搬の委託先含む）、フロン類破壊業者）

※立入検査（92条）の拒否・妨害・忌避については、20万円以下の罰金（107条三）（フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者（運搬の委託先含む）、第一種特定製品引取等実施者、第一種フロン類再生業者（運搬の委託先含む）、フロン類破壊業者）

※罰金刑（103条十二に基づくものを除く）については、法人に対する併科あり（108条）